



【全国自治体向け厚生労働省説明資料】 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行等に向けて

令和 8 年 7 月 28 日

社会・援護局 地域福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- I 「地域共生社会」の実現を目指す背景
- II 法案成立までの議論の経過
- III 制度改革等の内容と今後の対応**

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

① 包括的な支援体制整備方法の明確化、② 都道府県による伴走支援強化

制度改正等の内容

（背景・課題）

- ① 社会福祉法第106条の3において、全ての市町村で「包括的な支援体制」を整備することを努力義務としているが、一部の市町村では、包括的な支援体制の整備に向けた検討が進んでいない状況が見られる。このため、市町村及び都道府県における包括的な支援体制の整備の推進に向けて実施すべき施策や役割の明確化や、重層的支援体制整備事業を活用する場合を含め、包括的な支援体制の構築の取組の質の向上に向けた対応を進めていくことが必要。
- ② 都道府県による市町村への支援も研修会・勉強会の開催や基本的な情報提供に留まっており、市町村の実情に応じた支援の強化が課題。

（制度改正等の内容）

（①について）

- ・ 包括的な支援体制整備に必要な要素を明確化。（社福法第106条の3第1項関係）
- ・ 令和7年度調査研究において、包括的な支援体制の整備に向けてどのような活動・体制整備が望ましい効果が発現するかを整理した「ロジックモデル（評価枠組み）」を策定。

（②について）

- ・ 都道府県が行う市町村への後方支援事業について、令和8年度より、伴走支援を行う場合は国庫補助基準額の引き上げを行うなど管内市町村の課題等に応じた支援を行えるよう見直しを行っている。

今後の対応

（①について）

- ・ 当該ロジックモデルについては、令和8年度、複数の自治体において実証を行った上で、自治体の負担についても考慮しつつ、さらに使いやすいツール等の開発を行う。自治体においては、当該ロジックモデルを自己点検のツールとして活用し、自らの地域における体制整備の状況や課題を確認いただいた上で、関係者を交えて議論するなどにより、体制整備に役立てていただきたい。

（②について）

- ・ 令和8年度に、国・都道府県が共同で市町村の包括的な支援体制の整備に向けた伴走的支援を実施し、今後都道府県が主体となって市町村への支援を行うための必要な方策を整理していく。

包括的な支援体制の整備に関するロジックモデルの全体像

※ロジックモデルの主語は、市町村の包括的な支援体制整備/重層事業の所管課



本ロジックモデルの使い方と取組の進め方

“自己点検ツール”としてお使いください

本ロジックモデルは、包括的な支援体制整備の所管課が、関係者と共に取組の進捗状況を確認するための“**自己点検ツール**”として作成しました。まずは「課題」を見てください。共感するところがあれば、そこに記載されている初期アウトカムのような変化が起きているかを確認してください。現在の取組を継続すべきか見直しすべきかを検討することができます。

また、課題やアウトカムの中には、現場の支援者が明確に言語化せずとも日頃から気になっていることや意識していることが記載されているかもしれません。現場で感じている問題意識や取組の意義等を言語化して庁内外に説明する材料としてもご活用いただけます。

全ての市町村に活用いただけます

包括的な支援体制の整備は、すべての市町村の努力義務となっています。重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）を実施している市町村においては事業の効果を評価するのに活用いただけるほか、重層事業を活用せずに取り組んでいる市町村にも、取組の進捗状況の評価するのにご活用いただけます。

基本的な概念・キーワードを理解した上でご活用ください

本ロジックモデルは、地域共生社会、包括的な支援体制の整備等に関する基本的な理解の上でご活用いただくことを前提としています。また、これまで国の資料やガイドブック等で示されてきた「伴走支援」「支援者支援」といったキーワードが、取組の中でどのように実践され現場に変化が生まれるのかも示しています。

そのため活用にあたっては、基本的な概念やキーワードを理解するため、国の資料やガイドブック等もあわせてご参照ください。

管理職のイニシアティブがなければ、包括的な支援体制の整備は進みません

取組を進める中で、既存の体制では対応できないニーズや課題を把握するのは所管課の役割ですが、それを受けて全庁的な相談支援体制の見直し（機構改革や事務分掌の変更等）を行うのは管理職の仕事です。担当者だけで取り組んでいては、現場が疲弊していく一方で、**部課長級のイニシアティブこそが包括的な支援体制の整備に必要不可欠**と言えます。また、ロジックモデルの活動の中には、福祉以外の部門との協力が必要なものもあり、全庁的に取り組むためにも管理職の関与が必要です。

「アウトカム」の達成にこだわり、「活動」は柔軟に変えていくことが重要です

P1に記載の通り、本ロジックモデルは、初期アウトカムを重視して作成しています。指標をモニタリングする中でアウトカムにつながっていないと考えられる場合は、取組を柔軟に変えていく必要があります。限られた人員体制で包括的な支援体制の整備に取り組む市町村においては、アウトカムにつながる効果的な取組に資源を集中させていくことが重要です。

全ての取組を同時に着手する必要はありません

本ロジックモデルを読むと、取組が多岐にわたりハードルが高いと感じられるかもしれません。しかし、すべての取組に同時に着手する必要はなく、先行市町村も最初からすべての取組を同時に進めてきたわけではありません。前述の通り、この取組は所管課や担当者だけで進めるものではなく「仲間づくり」が極めて重要です。そのため、多くの関係者の共感を得られそうな課題から着手してはどうでしょうか。所管課は、その時点で取組が不十分な部分は意識しつつも、関係者の意識が醸成されるタイミングを見計らいながら取組の幅を広げていくことが重要です。

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

③ 支援会議の拡大

制度改正等の内容

（背景・課題）

- ・ 社会福祉法に基づく支援会議については、これまで重層的支援体制整備事業を実施している自治体のみが設置できる仕組みとしていたところ。
- ・ 包括的な支援体制の整備については、社会福祉法において全ての市町村に対する努力義務として規定されており、全国どこの地域であっても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることが重要であるため、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村においても支援会議の活用を可能とすること等により、体制整備を促進することが必要。

（制度改正の内容）

- ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無にかかわらず、全ての市町村で支援会議を設置することを可能とする。
- ・ この際、社会福祉法に基づく支援会議については、他の制度に基づく会議等において、支援内容の検討が十分にされていない場合に、社会福祉法に基づく支援会議において検討を行うことを法令上も明確化。（社福法第106条の3第2項関係）

今後の対応

- ・ 社会福祉法に基づく支援会議の詳細な運用について、年明け頃にガイドライン等において周知予定。
（注）基本的には従来の支援会議の運用方法を継続するが、どのような場合に社会福祉法に基づく支援会議の対象となるかなど、他制度に基づく会議体との関係性等の詳細についてお示しする予定。

（お願いしたいこと）

- ・ 各市町村において、他の制度に基づきどのような会議等が設置されているのかの把握や、役割分担等の考え方の整理などを順次始めていただくようお願いしたい。

【 1 . 包括的な支援体制整備（全般） 関係】

④ 地域福祉推進協力団体

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 人口減少等が進む中で、地域との協働を促進していくことが重要。地域においては、住民の身近な団体等と協定を結び、見守り支援等を行っている事例もある。
- 市町村が協力団体を委嘱できる仕組みを設けることで、こうした取組を推進し、地域と支援関係機関の連携・協働を図ることが必要。

（制度改正の内容）

RMO(地域運営組織:地域コミュニティ組織)も想定されと考えられる。

- 市町村が地域福祉推進協力団体を委嘱することを可能とする（例えば郵便局、生活協同組合、コンビニ等を想定）。その際、団体の活動環境整備を図るため、秘密保持に十分な配慮をしなければならないことや研修を行うことを規定。（社福法第106条の13第1項及び第3項関係、第106条の14関係）
- 地域福祉推進協力団体は、以下の活動を行う。（社福法第106条の13第2項関係）
 - ① 地域における支援関係機関の取組その他の地域福祉の推進に係る取組に関し地域住民等の理解を深めること。
 - ② 地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等及び支援関係機関に対し、地域福祉の推進に係る取組の方法その他当該取組に関する情報の提供その他の協力をする事。
 - ③ 地域福祉の推進のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする事。
 - ④ その他地域福祉の推進を図るための活動であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

今後の対応

- 地域福祉推進協力団体に関する運用方法について、年明け以降に詳細を周知予定。

（※）例えば、地域福祉推進協力団体から市町村へ情報提供する際の内容や方法、団体において情報を取り扱う際の留意点、日頃の連携体制の在り方、団体への必要な研修内容等についてお示しすることを想定。

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

⑤ 地域と福祉支援体制の協働の推進

制度改正等の内容

（背景・課題）

- ・ 重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。
- ・ 地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外の分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備をつなぐ取組を推進することが必要。

（制度改正の内容）

- ・ 地域福祉の推進に係る取組を行う地域住民等との連携を明確化。（社会福祉法第6条第1項関係）

今後の対応

- ・ 令和8年度に「地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業」を実施し、他分野との連携・協働により、地域住民主体の活動を強化し、課題を抱える地域住民を早期につなぐ体制を整備することができるよう、モデルの構築や手引きの作成等を行う。【別冊P.28参照】

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

⑥頼れる身寄りのない高齢者等に対する第二種社会福祉事業の新設

制度改正等の内容

（背景・課題）

- ・ 高齢者を中心として、単身世帯等の増加が見込まれ、地縁・血縁・社縁といった支え合い機能が脆弱化する中、「日頃のちょっとしたことの手助け」で頼れる人がいない者の割合が高くなっており、その結果、これまで家族・親族等が担っていたと考えられる日常生活支援や入院・入所手続き、死後事務などへの対応が生活上の課題として顕在化してきている。

（制度改正の内容）

- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金を提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。（社福法第2条第3項第12号関係）

今後の対応

- ・ 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（公布後2年以内に政令で定める日に施行）について、今後、調査研究事業等を通じて事業者向けのガイドライン等を策定し、事業の詳細等を提示する予定。

（お願いしたいこと）

- ・ 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業は、第二種社会福祉事業であり、実施主体は事業の開始に当たって都道府県知事へ届出を行う。そのため、都道府県においては、届出のあった実施主体に対して、今後策定するガイドライン等を踏まえつつ、適切な指導監督をお願いしたい。
- ・ 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業も支援策の一つであることから、市町村においては、本事業が地域のニーズを踏まえた内容となるよう、今後、社会福祉協議会等をはじめとする実施主体と事業の実施内容等について協議する等により、地域における支援ニーズを踏まえた支援体制となるよう検討をお願いしたい。

1. ③ 頼れる身寄りがない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設

現状・課題

- 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる**日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応**が生活上の課題として顕在化している。
いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、**資力が十分でない者も利用できる事業**が求められている。
- 成年後見制度について、現在、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することを可能とする見直しが進められている。成年後見制度が見直された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、**地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実**させていく必要がある。

見直し内容

- 頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、**利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける**（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

福祉サービス利用援助事業		法改正後	
対象者 事業内容 利用料	判断能力が不十分な者	福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業	対象者 事業内容 利用料
	日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス		頼れる身寄りがない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
	無料又は低額		日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的 + 入院入所等手続支援 入退院・入退所等の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的 例：入退院等の手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行 又は 死後事務支援 利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的 例：葬儀・納骨・家財処分の契約手続支援、行政官庁への届出
社会情勢等の変化等		福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の拡充・発展	
単身世帯等の増加			
成年後見制度の見直しの動き			
生活上の課題の例			
緊急連絡先がなく、入院・入所等の手続ができない			
医療費の支払等の手続ができない			
葬儀・納骨等の死後の手続をする人がいない			
空き家や残置物の処分ができない			
地域住民が生活支援員として意思決定支援をしながら尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助の仕組みとして機能			
		資力の要件に該当する者については 無料又は低額	

- 頼れる身寄りがない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実
- 判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

⑦ 頼れる身寄りのない高齢者等を地域で支えるための支援体制の整備

制度改正等の内容

（背景・課題）

- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等の支援ニーズは医療・介護、住まい、貧困など多岐にわたるため、地域の多様な主体による取組や他の法的制度等の活用も含め、地域全体で支援体制の確保に取り組むことが重要である。
- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなど地域におけるネットワークの構築が必要。

（制度改正の内容）

- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応について、生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う地域居住支援事業の対象となることを明確化。（困窮法第3条第2項第1号関係、第3条第6項第2号関係、介保法第115条の45第2項及び第115条の48関係、障害者総合支援法第77条第1項第2号関係）

今後の対応

- ・ 市町村を中心に地域におけるネットワークを構築し、地域全体で頼れる身寄りがいない高齢者等の支援体制の確保に取り組むため、①～③について、自治体に対して年明け以降に周知予定。
- ① 社会福祉法第106条の3第2項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記。
- ② 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、頼れる身寄りがいない高齢者等の支援に係る事項を明記。
- ③ 頼れる身寄りがいない高齢者を地域の関係機関が円滑に支援するための、都道府県・市町村におけるガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等についての取組事例を収集し、情報提供を行う。

（お願いしたいこと）

- ・ 頼れる身寄りがいない高齢者等を地域で支えるための支援体制を整備するに当たり、地域福祉計画の改定やガイドラインの策定を念頭に、各市町村において、
 - ① 頼れる身寄りがいない高齢者等がどのような課題を抱えているのか、
 - ② 頼れる身寄りがいない高齢者等を支援している地域の支援機関がどのような対応をしているか
 等の頼れる身寄りがいない高齢者等の実態の把握をお願いしたい。

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

⑧ 地域権利擁護相談支援センター

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）により成年後見制度の見直しが行われ、法定後見について、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となることとなった。
- 成年後見制度の見直し後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくとともに、成年後見制度を含む地域における権利擁護制度を適切に利用できる支援体制の構築が必要。

（制度改正の内容）

- 地域における権利擁護制度（成年後見制度や各種権利擁護事業）の適切な利用の支援を図るため、
 - ①権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援、
 - ②地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務
 を市町村の努力義務とする。（社福法第106条の15関係）
 - 市町村は、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核を担う機関として、①・②の事務を行うことを目的とする「地域権利擁護相談支援センター」※を設置可能とする。（社福法第106条の16関係）
 - また、市町村は、権利擁護に携わる地域の関係機関・民間団体によって構成され、①・②の事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う「会議体」※を設置可能とする。（社福法第106条の17関係）
- ※地域権利擁護相談支援センター、会議体には秘密保持義務

今後の対応

（今後の対応）

- 地域権利擁護相談支援センターの事業実施の方針や委託先、設置の届出等を定める省令について、本年秋頃に公布予定。
- 施行に向けて、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運用できるよう、法改正及び省令の内容を踏まえた運営マニュアルを作成し、周知する予定。
- 現在の第二期成年後見制度利用促進基本計画は令和8年度までを計画期間としているため、今年度中に次期基本計画を策定する予定。

（お願いしたいこと）

- 中核機関が未設置の市町村におかれては、制度改正の趣旨も踏まえ、令和9年4月1日の施行に向けて、センター設置の検討を進めていただきたい。その際、単独設置に限らず、複数市町村による広域設置も選択肢となることを踏まえ、中核機関の立ち上げ支援等を行う市町村に対する補助事業の活用も、併せてご検討いただきたい。
- 民法及び社会福祉法の改正を踏まえつつ、来年度からの次期基本計画の策定を進めており、策定動向を注視いただきたい。

1. ③ 頼れる身寄りがない高齢者等への相談支援機能等の強化 1. ④ 成年後見制度等の適切な利用の支援

現状・課題

- 福祉の各領域（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制の枠組みにおいて、頼れる身寄りがない者からの相談が寄せられた場合に対応はしているものの、積極的な体制整備が行われていない現状があり、現在、居宅介護支援事業所においてやむを得ず実施せざるを得ない法定外業務（いわゆるシャドウワーク）に係る生活ニーズについても、地域全体として対応していく必要がある。
- 成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ、判断能力が不十分な者が、成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、権利擁護に関わる地域の関係機関・民間団体等の連携協力体制を構築する必要がある。

見直し内容

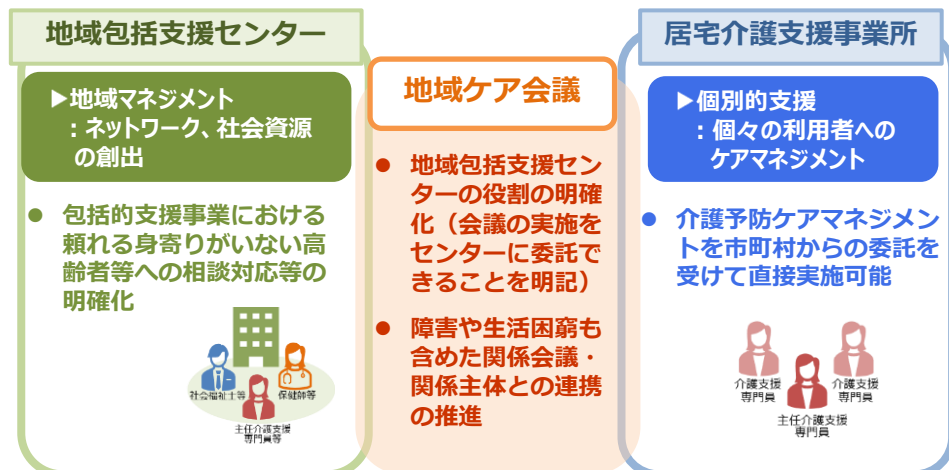
<頼れる身寄りがない高齢者等の支援体制の整備>

- 地域における頼れる身寄りがない高齢者等の相談支援体制の整備及び地域資源の活用・開発を推進する観点から、
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、介護保険制度の包括的支援事業（総合相談支援事業）の相談対象として明確化等するとともに、各市町村で地域課題として議論し実効的な課題解決を行うため、圏域ごとの体制づくりを行う観点から、地域ケア会議の実施を地域包括支援センターに委託できることを明記し、障害や生活困窮等の他分野も含めた関係会議・関係主体との連携を推進する。
 - ※ あわせて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について、居宅介護支援事業所も市町村から委託を受けて直接実施することを可能とする。
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う地域居住支援事業の対象となることを明確化する。

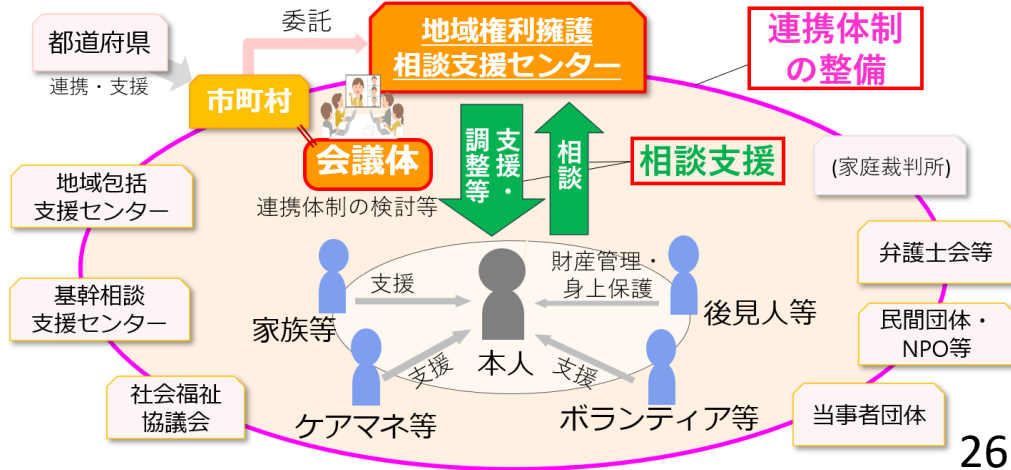
<判断能力が不十分な者の支援体制の整備>

- 判断能力が不十分な者が成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう支援するため、権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援及び地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とするとともに、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、これらの事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターやこれらの事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う会議体を設置できるようにする（センター・会議には秘密保持義務。）。

「介護分野での支援体制のイメージ」



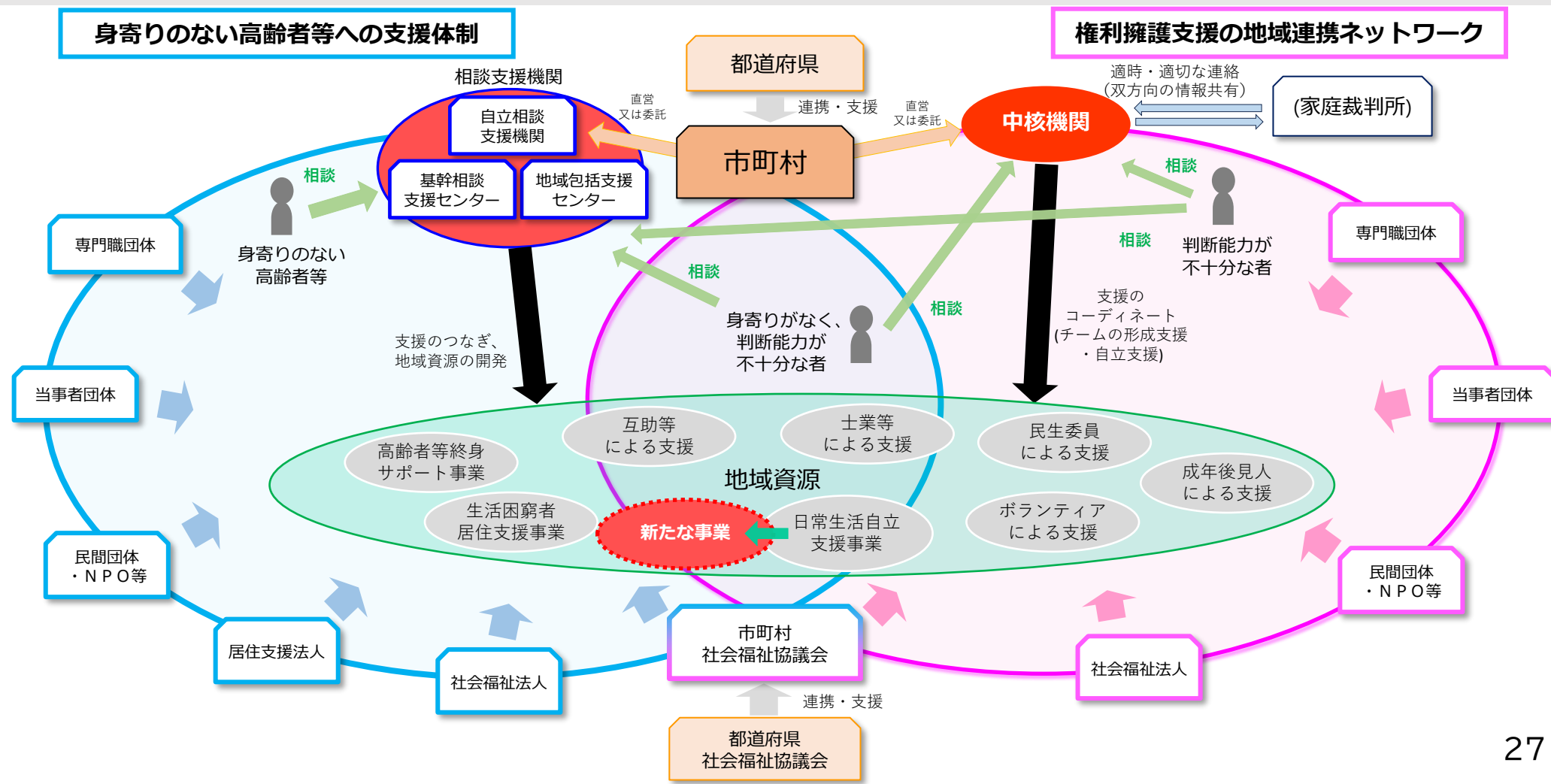
「判断能力が不十分な者の支援体制のイメージ」



- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。

身寄りのない高齢者等への支援体制

権利擁護支援の地域連携ネットワーク



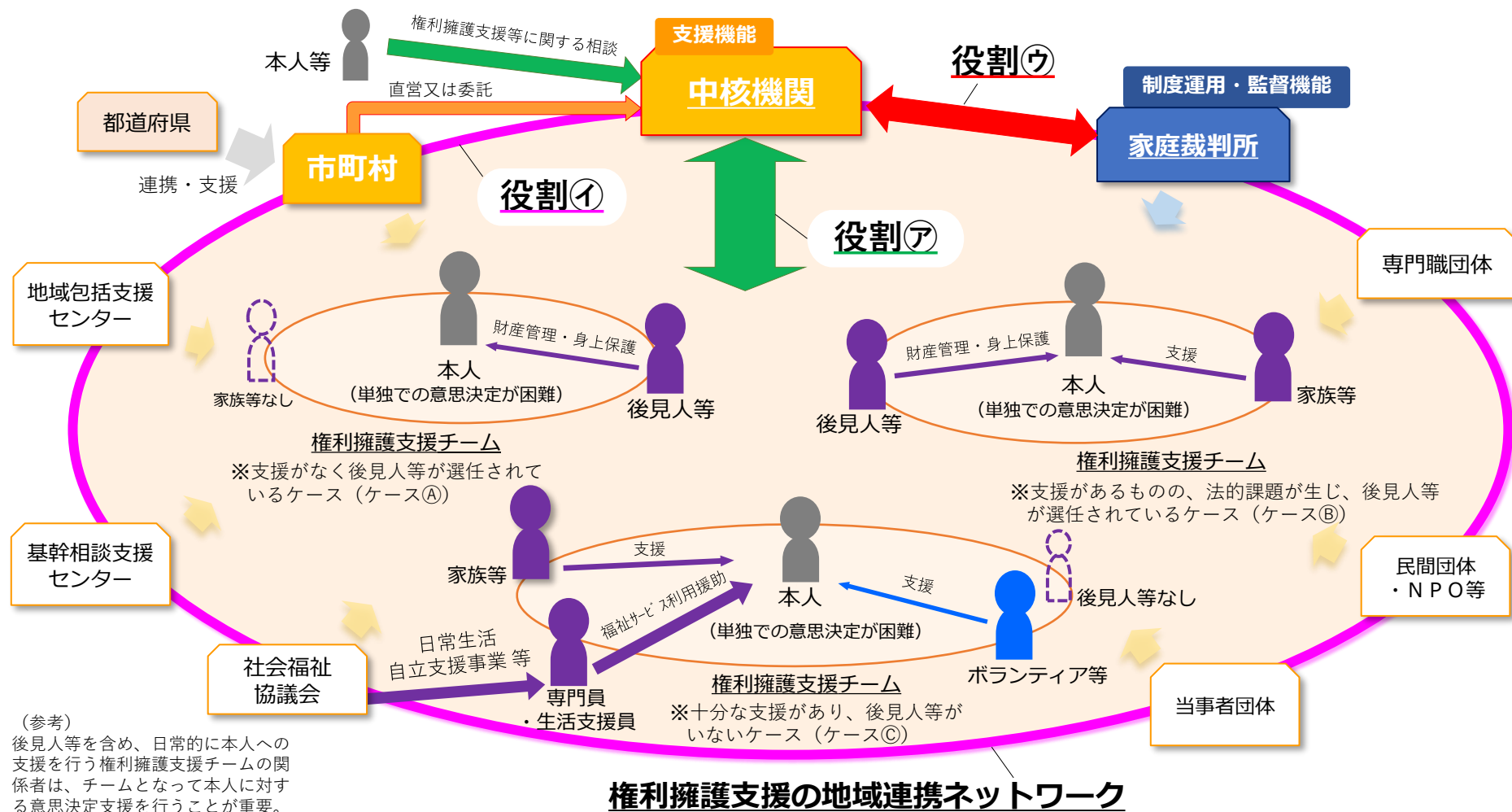
中核機関（仮称）の位置付け及びその業務等について（イメージ図）

第9回地域共生社会の在り方検討会議
(令和7年3月27日) 資料より抜粋

社会福祉法上、市町村は以下の業務を実施する機関として「中核機関(仮称)」を設置できることとする。

- ㊦ 権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- ㊧ 協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う。
- ㊨ (今後の成年後見制度の見直しの内容次第では、) 家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。

(注) 中核機関を設置していない市町村においては、市町村自ら㊦㊧の業務を実施するよう努めるとともに、㊨に対応することとなる。



【 1 . 包括的な支援体制整備（全般） 関係】

⑨－ 1 福祉以外分野との連携の促進（消費者行政との連携）

制度改正等の内容

（背景・課題）

- ・ 地域住民の抱える生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、様々な分野が密接に関連しているものの、福祉以外の分野との連携は十分に進んでいない状況。
- ・ 金融機関や宅配業者等の認知症高齢者や障害者等と接する機会が比較的多いと考えられる地域の事業者や、消費生活センター等の消費者の利益の擁護及び増進を行う機関が市町村に支援対象者をつなぐために、これらの機関等との連携体制を構築することが重要。

（制度改正の内容）

- ・ 国及び地方公共団体が、包括的支援体制の整備等を推進する上で連携に配慮するよう努めることとされている施策に「消費者の利益の擁護及び増進に関する施策」を追加。（社福法第6条第2項関係）

今後の対応

- ・ 消費者行政との連携に関する方針について、年明け以降に周知予定。

（※）消費者安全確保地域協議会や消費生活センター等の消費者の利益の擁護及び増進に関する業務を行う機関との連携体制の在り方や、食口ス・食料支援との連携方法等についてお示しすることを想定。

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

⑨－2 福祉以外分野との連携の促進（防災分野との連携：平時からの連携体制の構築）

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 令和6年能登半島地震においては、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性などが指摘され、災害時の福祉支援体制の充実を図る必要性や、平時からの災害福祉支援の体制整備の重要性が認識された。
- この教訓を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和7年7月に施行され、災害時の福祉支援が法定化されたが、平時からの災害福祉支援の体制整備については法制化を含めた体制整備の推進が課題。

（制度改正の内容）

- 国及び地方公共団体が、包括的な支援体制整備等を推進する上で連携に配慮するよう努めることとされている施策に「防災」を追加。（社会福祉法第6条第2項関係）
- 生活困窮者に対する自立支援に当たって緊密な連携に配慮する関係機関として、「防災関係機関」を追加。（困窮法第2条第2項関係）
- 市町村が策定する地域福祉計画及び都道府県が策定する地域福祉支援計画の記載事項に「防災」を追加。（社福法第107条第1項第6号及び第108条第1項第6号）

今後の対応

- 地域福祉（支援）計画策定のガイドラインについて、改定して年明け以降に周知予定。
（※）ガイドラインには、自治体の防災部局と福祉部局が連携して対応することが望ましい事項を記載する予定であり、現時点では以下の内容を想定。【P.37～39参照】
 - 避難行動要支援者名簿等の作成（避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成、同計画に基づく訓練実施等）
 - 災害ケースマネジメントに関する連携（被災者台帳の作成準備等）
 - 災害時に機能する地域づくりの取組（社協・福祉事業者等との連携等）
 - 災害ボランティアセンターの機能確保
- さらに、令和8年度は災害時にも活用できる平時の地域福祉体制の実態把握と展開に関する調査研究事業を実施しており、この調査研究の結果等も踏まえつつ、以下のような取組等を実施予定。
 - 防災部局との連携体制に関する具体事例等も記載した改正通知の発出（年明け以降予定）
 - こうした事例を用いた自治体職員向けの研修（令和9年予定）

【1. 包括的な支援体制整備（全般）関係】

⑩ こども・若者支援

制度改正等の内容

（背景・課題）

- ・ 社会保障審議会福祉部会等の議論では、こども期から若者に至る過程で必要な支援が継続していないことや、関係機関の連携による早期発見・早期支援の取組が十分にできていないなど、若者への支援の必要性が包括的な支援体制の整備の中で十分に意識されていなかった面がある旨の指摘がされている。
- ・ また、生活困窮者自立支援制度の各種事業が必ずしも若者がアクセスしやすいものとなっていないとの指摘もある。

今後の対応

- ・ 上記の指摘を踏まえ、令和8年度社会福祉推進事業（調査研究事業）において、生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の中での困窮などの課題を抱えるこども・若者支援の在り方等に関する調査研究（※）を行う。
※報告書は今年度末頃公表予定。
- ・ 令和9年4月1日の改正法施行に向けて、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針において、こども・若者への支援の観点を位置づけることを検討。
- ・ また、上記の調査研究の結果等も踏まえ、令和9年度以降、必要な対応を検討。

（引き続きお願いしたいこと）

- ・ 自立相談支援機関と、こども・若者に関する相談窓口（子ども・若者総合支援センター）等との連携。
- ・ 支援調整会議等と、関係機関のネットワークの構築に資する協議会（子ども・若者支援地域協議会）等との連携。
（「生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について」参照）

【2. 重層的支援体制整備事業関係】

交付金の設計の見直し、検討プロセスの明確化、実施計画の記載事項など

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）は、機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援になっている。
- 令和2年度の制度創設以降、実施箇所数は増加しており、地域性を生かした創意工夫に富む実践もみられるものの、事業内容の質の向上が課題となっている。また、事業実施に先立つ検討プロセスや、事業開始後の事業評価や見直し等が実施されていない状況が見られる。
- 重層的支援体制整備事業実施計画について、必須記載事項として目標・評価等に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととすることが必要。
- 必要な検討プロセス・事業の評価方法等については、調査研究を実施・整理し自治体に示すことが必要。

（制度改正の内容）

- 重層交付金の交付基準額について、令和8年度の見直しにおいて、市町村の取組を評価する観点から、従前より実施要綱等で記載してきた内容を実施した場合に、交付基準額の加算を新たに設け、取組内容に応じた交付基準額とした。
- 重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に、事業の目標・評価に関する事項を追加。（社福法第106条の5 関係）

今後の対応

- 重層的支援体制整備事業実施計画に記載すべき項目について、社会福祉法第106条の5により事業の目標・評価に関する事項を追加したところ、今後指針等の改正を行う予定。
- 令和9年度から、事前の検討プロセス（地域における地域活動等の把握、地域住民、支援関係機関等との意見交換、事業実施の必要性や実施方法の検討等）を実施していることを、重層的支援体制整備事業を開始する際の要件とする予定（その際には、ロジックモデル等の評価枠組みを活用いただくことを想定している）。

（お願いしたいこと）

- 指針等の改正に併せて必要事項を定めた計画策定及び定期的な評価や見直しを行っていただきたい。
- 令和9年度より重層的支援体制整備事業を開始することを予定している市町村や、既に事業を実施している市町村で必要な検討プロセスを実施していない市町村におかれては、このロジックモデル等の評価枠組みを活用した事前の検討プロセスを令和8年度中に実施いただくようお願いしたい。

(参考) 重層的支援体制整備事業の見通し

「重層的支援体制整備事業について」

(令和8年1月26日社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡
一部抜粋)

- 重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）は、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために創設した事業です。厚生労働省としては、今後とも、市町村にこの事業を活用していただくことで、支援関係機関の連携を強化する中でそれぞれの対応力が強化され、地域の実情に応じた多様な実践が生まれていくことを期待しています。
- 令和2年度の制度創設（施行は令和3年度）以降、地域において創意工夫ある取組が生まれてきましたが、各自治体における事業内容にもばらつきが見られました。また、想定を上回るペースで、実施自治体数が大幅に増加してきました。これに対応して、毎年度予算の増額も行っています。
 - （注1）重層事業実施自治体数
43（令和3年度）⇒471（令和7年度）⇒585（令和8年度見込み）
 - （注2）重層事業（多機関協働事業等）の予算額
10億円（令和3年度）⇒56億円（令和7年度）⇒56億円（令和8年度当初予算案）
- しかしながら、財政的な安定性を確保するための見直しが必要となり、令和7年度に、自治体における平均的な人員配置の実態を考慮しつつ、1自治体あたりの交付基準額（申請上限額）の引き下げを実施しました。
さらに、令和8年度も100以上の市町村が新たに事業を開始する見込みです。これらの自治体の多くは、これまで移行準備事業を活用して数年にわたり準備を進めてきており、重層事業への移行を確実にすることが不可欠です。同時に、国の財政制約の下で、将来に向けて重層事業の持続可能性を向上することも必要であるため、令和8年度も、多機関協働事業等に要する費用に係る見直しを実施することとしたものです。
 - （注3）令和8年度の見直しの内容 ※詳細は、次ページ以降を参照ください。
 - （1）事業開始から5年を経過した市町村等への交付割合の見直し
 - （2）市町村における取組内容に応じた交付基準額の設定
- 2カ年続けての見直しにより、各自治体における業務計画や執行に大きな影響を与えてしまっていることは承知しております。厚生労働省としては、今回の見直しにより、実施自治体が増加する中でも、交付金の持続可能性を確保することができたと考えておりますので、引き続き、各自治体のご理解とご協力をいただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。
- 厚生労働省としては、各自治体において、地域の実情に応じて包括的支援体制が構築され、その基盤の上に創意工夫の豊かな実践が展開されていくよう、引き続き、重層事業をはじめ、地方自治体への支援を継続してまいります。

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、人材確保が課題であり、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。【別冊P.55～56参照】

（制度改正の内容）（社福法第106条の6 関係）

- 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）を新設。
- 具体的には、①相談支援事業、②地域づくり事業、③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業を実施するものとし、①②については、分野横断的な一つの配置基準に基づき柔軟な実施を可能とする。【P.35参照】

対象市町村の要件：

- 主に、人口規模1万人程度未満の市町村を想定（例外あり）。既存制度の配置基準を緩和し、相談支援や地域づくりの体制整備を柔軟化するものであることから、その必要性を事前に国が確認等を行う仕組みとする。【別冊P.63参照】

財政支援の仕組み：

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする。その際、小規模市町村の実情を考慮し、事務負担の軽減策も検討する。【別冊P.64～65参照】
- あわせて、今年度、モデル事業を実施して、具体的な課題等を検証することとしている。【別冊P.66～69参照】

今後の対応

- 配置基準や対象市町村の要件を定める省令について、本年秋季以降に公布予定（更なる詳細は実施要綱等で規定）。
- 令和9年度予算編成過程において、分野横断的に設定する基準額等の財政支援の具体的な内容について検討。
- 10月中旬頃に、令和9年度からの事業開始予定意向調査を行う予定（重層的支援体制整備事業と同時期）。

（注）この際、別冊P.63のとおり、担い手不足の深刻度等について、厚生労働省としても確認を行う予定。

- 年明け以降、政府予算案等を踏まえ、実施要綱や交付要綱等の策定・周知を行う。
- あわせて、一次相談対応に必要な研修内容、都道府県等との広域連携・後方支援の在り方、地域活動コーディネーター、地域と福祉支援体制の協働の詳細等について、モデル事業を通じて検証を行い、手引きを作成し周知。

（※）なお、来年度本事業を実施する市町村に向けた体制整備の伴走支援を行うことを検討中。

1. ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等

現状・課題

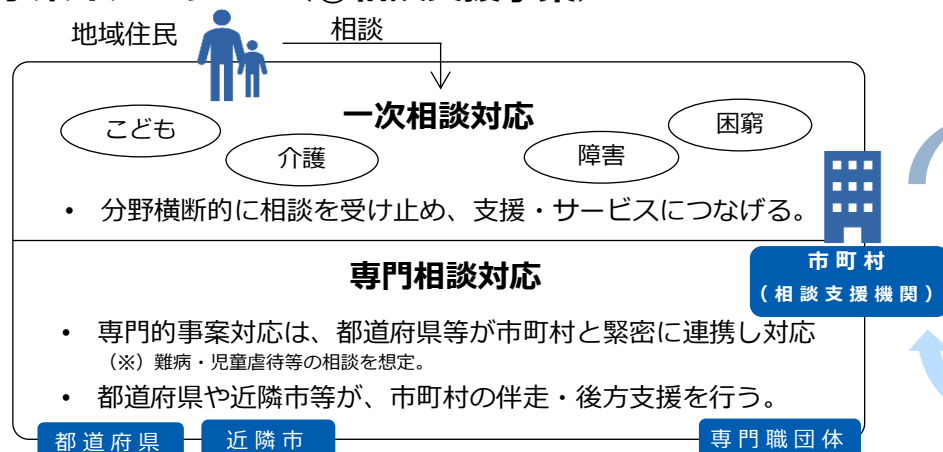
- **人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
 - ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。
 - ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R7年度）
 - ※ 重層的支援体制整備事業は、①既存制度（介護・障害・こども・生活困窮）の相談支援・地域づくり事業をそれぞれの配置基準を満たした上で、一体的に実施することに加え、②既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースへの対応力向上を図る3つの追加事業（多機関協働事業等）を実施するもの（R2法改正で創設）。

見直し内容

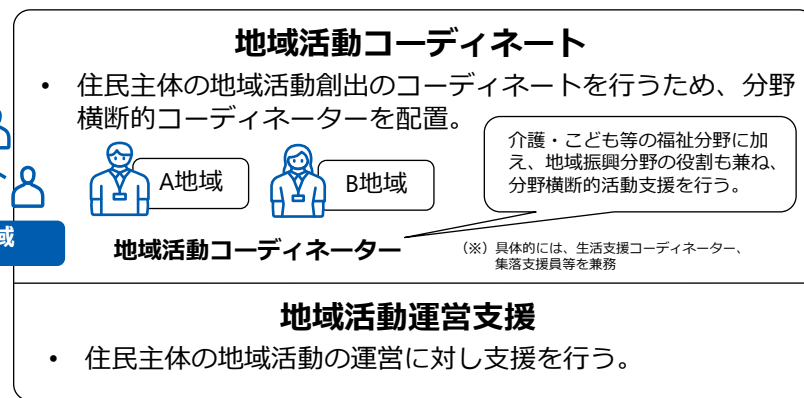
- 小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）**を新設する。
 - ※ 対象市町村は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定
- 【事業内容】
 - ①相談支援事業、②地域づくり事業
 - ・介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
 - ・**配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。
 - ③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業
 - ・地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）
- ※ 小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な仕組みとしている。
- ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

一体的に
実施

＜事業イメージ＞ ＜①相談支援事業＞



＜②地域づくり事業＞



③地域と福祉体制の協働強化

- ※ あわせて、小規模市町村（福祉事務所未設置町村）の包括的な支援体制整備の促進のため、生活困窮の一次相談事業の実施を努力義務化するほか、小規模市町村に限らず全市町村の包括的な支援体制の整備を推進するため、
 - ・地域住民等の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする
 - ・重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に事業の目標・評価に関する事項の追加するとともに、定期的な計画見直し規定を整備する 等の措置を講じる。

地域運営組織と一体的に実施することも想定

【 4 . 生活困窮者自立相談支援法関係】

制度改正等の内容

(制度改正の内容)

1 . 地域づくりの基本理念の明確化等（困窮法第2条第2項関係）

生活困窮者に対する自立の支援に当たって緊密な連携に配慮する関係機関として、防災や消費者の利益の擁護及び増進に関する業務を行う関係機関を追加。また、地域づくりの基本理念について、生活困窮者に対する支援体制の整備により、生活困窮者が自立した生活を営むことができる地域社会が形成されることを目指して行わなければならないものであることを明確化。

2 . 頼れる身寄りがいない者等の相談支援の明確化（困窮法第3条第2項第1号関係）

自立相談支援事業において、頼れる身寄りがいないことによる支援ニーズも考慮した相談支援を行うことを明確化。（同事業において考慮すべき事情として、「家族その他の関係者の状況」を明記）

3 . 地域居住支援事業の対象者拡大（困窮法第3条第6項第2号関係）

地域居住支援事業の対象者に、頼れる身寄りがいないことにより日常生活を営むのに支障がある生活困窮者及び特定被保護者を追加。

4 . 福祉事務所未設置町村における一次相談事業の実施の努力義務化（困窮法第11条第1項関係）

福祉事務所未設置町村における生活困窮者一次相談事業の実施を努力義務化。

今後の対応

- ・ 防災や消費者の利益の擁護及び増進に関する業務を行う関係機関との連携内容や留意点について、年明け以降に通知等において周知。
- ・ 頼れる身寄りがいない者等への自立相談支援事業及び地域居住支援事業の運用方針や留意点等について、年明け以降に自治体事務マニュアルや手引き等において周知。
- ・ 令和9年度政府予算案等を踏まえ、実施要綱等の改正・周知を行う。

【5. 平時における福祉と防災の連携】

平時において自治体の防災部局と福祉部局に連携していただきたい取組の想定（1 / 3）

✓ 各項目の具体的な内容については、年明け頃に発出する通知でお示しする予定。

【1. 避難行動要支援者名簿等の作成等について】

避難行動要支援者の避難支援の実効性を確保するためには、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、適切に更新していくことが必要であり、福祉部局や平時から要支援者と接している福祉事業者等の専門的知見を十分に活用することが望まれる。要支援者の日常的な状況を把握している関係者が計画作成・訓練実施に関与することで、より実効性の高い避難支援体制の構築が期待される。

具体的には、以下のような取組が想定される。

（1）避難行動要支援者名簿の作成等

- 福祉部局は防災部局へ名簿の基礎となる要配慮者の情報を提供するなど、平時から両部局が協力して避難行動要支援者名簿を作成・更新する。

（2）個別避難計画の作成等への積極的な関与

- 福祉部局は防災部局と対象者情報を共有し、連携して個別避難計画を作成・更新する。

（3）個別避難計画に基づく避難訓練の実施

- 福祉部局においても、当該避難訓練の検討段階から積極的に参画し、実施に当たっても避難行動要支援者本人や家族等へ積極的な参加を周知する。

（4）外部への情報共有のための本人同意の取得

- 上記（1）～（3）の取組の実施や、災害時に滞りなく被災者支援を実施するために、福祉部局が保有する介護サービスや障害福祉サービス等に関する個人情報の共有について、あらかじめ本人の同意を得るように努める。

【ご参考（内閣府HP）】 [避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定（令和3年5月）：防災情報のページ - 内閣府](#)

平時において自治体の防災部局と福祉部局に連携していただきたい取組の想定（２／３）

【２．災害ケースマネジメントに関する連携について】 【別冊P.75～78参照】

「災害ケースマネジメント」とは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組である。発災直後から生活再建期の段階を想定し、平時から防災部局と福祉部局の連携及び専門的知識を有するボランティア、NPO等の関係機関との協働を検討することが必要である。

（１）被災者の戸別訪問に備えた平時の取組

- ・ 防災部局は、発災時の戸別訪問の実施体制（対象者・役割分担）を福祉部局を含む庁内各部署、社協、NPO等と協議しておく。
- ・ 被災者台帳の担当部署は、平時から関係部局・関係機関との情報共有の方法を調整しておく。

（２）避難行動要支援者名簿を活用した被災者台帳の作成準備 【ご参考（内閣府HP）】 [被災者台帳について：防災情報のページ - 内閣府](#)

- ・ 避難行動要支援者名簿の基礎となる情報に更新があった際には、速やかに福祉部局から防災部局に情報共有をする。
- ・ 防災部局は、当該情報を活用し被災者台帳の雛型を作成（システム連携も含む。）しておく。

（３）被災者向けの相談会の開催への積極的な参画

- ・ 災害時には、官民の幅広い関係者が連携しながら、被災者のあらゆるニーズに対応するための相談会を開催することが有効であり、とりわけ、福祉分野に関する相談需要が高いことが予想される。このことから、平時からこうした相談会の必要性について関係機関・支援団体へ周知し、協力を呼びかけるなど、連携を進める。

（４）災害ケースマネジメントの実施を見据えた体制整備（協議体への積極的な参画、多機関協同体制の構築等）

- ・ 災害ケースマネジメントの実施に当たっては、平時からの関係者間の連携体制の構築が重要である。
- ・ このため、福祉部局においても、災害ケースマネジメントに関する協議体へ積極的に参画する。
- ・ 地域の実情に応じて、重層的支援体制整備事業及び生活困窮者自立支援制度その他の包括的な支援体制の枠組みも活用し、避難所、応急仮設住宅、在宅避難等の各段階を通じて継続的な支援ができる体制を整備する。

（５）災害ケースマネジメントに関する研修等

- ・ 相談支援機関等の研修に災害対応の内容を組み込み、平時から人材育成を進める。

平時において自治体の防災部局と福祉部局に連携していただきたい取組（3 / 3）

【3. 災害時に機能する地域づくりについて】

平時から、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、地域の居場所づくり（介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を含む。）に取り組むことが有効であるが、災害時には、そのような地域の居場所が被災者支援及び災害ケースマネジメントの拠点として機能することも想定される。

- 福祉部局は防災部局と連携し、これらの居場所づくりに際して災害時の拠点としての機能も見据えて設置、運営すること。
- 福祉部局は防災部局と連携し、平時から、当該地域の居場所が災害時の拠点となり得ることを関係者等へ呼びかけ、周知を図ること。
- 福祉部局は防災部局と連携し、平時から、行政、社協・福祉事業者等と協議会を開催し、研修・訓練等を行うこと。（防災力強化総合交付金）

【4. 災害ボランティアセンターに関する研修、取組等について】

災害時には、多くのボランティアが被災地へ支援に駆けつけることが想定されるが、近年、そうしたボランティアを受け入れる「災害ボランティアセンター」が被災地の市区町村社会福祉協議会に設置されるケースが一般化している。災害時にこうした災害ボランティアセンターが安定的に機能するような取組を、市町村と災害ボランティアセンター運営者（市町村社会福祉協議会等）が連携して行うことが有効である。

- 災害ボランティアセンター運営者や災害ボランティアへの参加を検討している者を対象とした研修の実施。
- 多様な関係機関・企業等との連携体制の構築。
- 災害ボランティアセンターの設置予定場所や、自治体と災害ボランティアセンター運営者等との役割分担を整理し、地域防災計画への位置付けや協定締結を検討する。

【5. 連携体制構築に当たって活用しうる財政支援】 【別冊P.79～84参照】

- 被災高齢者等把握事業（平時の研修等）【国庫補助率2/3】（老健局高齢者支援課）
- 災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業（協議会設置、訓練等）【定額】（内閣府政策統括官（防災担当））
- 防災力強化総合交付金（協議会設置、訓練等）【国庫補助率1/2】（内閣府政策統括官（防災担当））
- 災害ボランティアセンター等機能強化事業【国庫補助率1/2】（社会・援護局地域福祉課）
- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【国庫補助率1/2】（社会・援護局地域福祉課）

終わりに ご質問について

- 本説明会に関してのご質問については、以下の質問受付フォーム（Microsoft Forms）より送付ください。（本資料を送付する事務連絡にも同リンクを掲載しています。）

[質問受付フォーム（厚生労働省）](#)

- いただいたご質問を踏まえて、今後の制度施行に向けた検討や説明の際に、活用させていただきます。